

報告第3号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和6年6月4日提出

沼田市長 星野 稔

第3号

専 決 処 分 書

沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月31日

沼田市長 星野 稔

沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

沼田市過疎対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和3年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。